

事 務 連 絡

令和元年 12 月 24 日

各都道府県廃棄物主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課

災害により損壊した瓦等の処分費用について（周知）

日頃より廃棄物行政の推進について御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

環境省においては、災害により被災市町村が実施した災害廃棄物の処理事業に対し、「災害等廃棄物処理事業費補助金」による財政支援措置を行っているところです。

災害により損壊した瓦等の処分費用は当該補助金の補助対象となりますが、その他住家等の修繕・リフォームに係る費用は補助対象外となりますので、あらためてご連絡させていただきます。

市町村においては費用償還の手続きを実施される場合にはご留意ください。

貴管下市町村に対して周知を図っていただきますようお願いいたします。

<連絡先>

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課

担当：関山、幡豆

TEL：03-5521-8337（直通）

E-mail：hairi-shisetsu@env.go.jp